

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当天的翌日
が休息日
は、当日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

入会林野整備計画の認可(林務課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画事業の認可(三件)(〃)

◇ 教委告示 教育委員会の招集(総務課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の認定(防犯少年課)

◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施(建築課)

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三高地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年十月二十七日現在の地番による。)
高住字濱手	高住字濱手のうち一八三の四以外の区域
高住字門塔上	高住字門塔上のうち二二七の一部、二二八、二二九の一部、 八九八の二、八九九の二以外の区域 高住字牛輪谷三二一の一部、三二二の一部、三二四の一部 及びこれらと一体をなす国有地 高住字井手添二八六の一部、二八七の一部、二八七の一、 二八七の二の一部、二八八、二八九の一の一部、二八九の 二、二八九の三、二八九の四の一部、二九〇の一の一部、 二九〇の二の一部、二九〇の四及びこれらと一体をなす國 有地 高住字平田六一八の二の一部、六二〇の二、六二〇の三の 一部、六二〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
高住字牛輪谷	高住字門塔上二二七の一部、二二八、二二九の一部、八九 八の二、八九九の二 高住字牛輪谷のうち二二一から二二四までの一部、二五二

高住字徳尾	<p>の一部、二五二の一、二五三の一部、二五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>高住字徳尾二七九の二、二八〇の一の一部、二八〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の一と一体をなす国有地</p> <p>高住字井手添二八六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
高住字井手添	<p>高住字徳尾のうち二七九の二、二八〇の一、二八〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の一と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>高住字牛輪谷二二三の一部、二五二の一部、二五二の一、二五三の一部、二五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字徳尾二八〇の一の一部、二八〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字井手添のうち二八六の一部、二八七の一部、二八七の一、二八七の二の一部、二八八、二八九の一の一部、二八九の二、二八九の三、二八九の四の一部、二九〇の一の一部、二九〇の二の一部、二九〇の四、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>高住字百三 二九六の一の一部、二九七の一部、三三〇の一の一部、三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字深田三三七の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字中瀬六〇一の一部</p> <p>高住字平田六〇七の二の一部、六一〇の二の一部、六一一の二の一部、六一一の三、六一五の二の一部、六一六の二の一部、六一七の二の一部、六一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇七の二、六一〇の二、六一一の二、六一五の二、六一七の二、六一八の二と一体をなす国有地の一部</p>
高住字百三	<p>高住字百三のうち二九六の一の一部、二九七の一部、三三〇の一の一部、三三〇の二の一部、三三三の一部、三三五の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>高住字深田三四六と一体をなす国有地の一部</p>
高住字深田	<p>高住字井手添二九四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>高住字百三 三三〇の一の一部、三三三の一部、三三五の一部、三三六の一部及び三二五の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>高住字深田のうち三三七の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部、三四三の一、三四三の二の一部、三四三の三の一部、三五三の一、三五三の三の一部、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>高住字中瀬五九一の二の一部、五九四の二の一部、五九五の二の一部、五九九の二の一部、六〇〇の二の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一の二、五九二の二、五九四の二、五九九の二、六〇〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
高住字清角	<p>高住字深田三四三の一、三四三の二の一部、三四三の三の一部、三五三の一、三五三の三の一部、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字清角の全域</p> <p>高住字欠谷三七一、三七二の一部、三八六の一部、三八七、三八七の一、三八八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字大坪三八九、三九〇の一、三九〇の二の一部、三九〇の三から三九〇の五まで、三九〇の六の一部、三九三の三から三九三の六までの一部、三九四の二の一部、三九四の三の一部、三九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九〇の二、三九三の五、三九四の二、三九五</p>

高住字大坪	<p>高住字大坪のうち三八九、三九〇の一、三九〇の二の一部、三九〇の三から三九〇の五まで、三九〇の六の一部、三九三の三から三九三の六までの一部、三九四の二の一部、三九四の三の一部、三九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九三の五、三九四の二、三九五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>高住字大坪四〇三の一、四〇三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>高住字警王谷五四四の二、五四四の三、五四四の五、五四四の七、五四四の八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字谷田五四五の二から五四五の五まで、五四五の六の一部、五四五の七、五四九の二の一部、五四九の三から五四九の六まで、五四九の七の一部、五五〇の二の一部、五五〇の三から五五〇の六まで、五五〇の七の一部、五五一の一、五五一の二、五五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字塔ヶ谷五五二の二の一部、五五二の三、五五二の四、五五三の二から五五三の四まで、五五三の六、一〇四一の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>高住字中瀬五八四の二の一部、五八四の三の一部、五八五の一部、五八六の二、五八七、五八八、五八九の二、五八九の三、五九〇、五九一の二、五九二の二の一部、五九二の三の一部、五九三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
高住字大平	<p>高住字大平のうち四〇三の一、四〇三の二、四〇三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>高住字警王谷のうち五四四の二、五四四の三、五四四の五、五四四の七、五四四の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
高住字警王谷	<p>高住字警王谷のうち五四四の二、五四四の三、五四四の五、五四四の七、五四四の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
高住字谷田	<p>高住字谷田のうち五四五の二から五四五の五まで、五四五の六の一部、五四五の七、五四九の二の一部、五四九の三から五四九の六まで、五四九の七の一部、五五〇の二の一部、五五〇の三から五五〇の六まで、五五〇の七の一部、五五一の一、五五一の二、五五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>高住字塔ヶ谷五五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
高住字塔ヶ谷	<p>高住字塔ヶ谷のうち五五二の二、五五二の三、五五二の四、五五三の二から五五三の四まで、五五三の六、一〇四一の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
高住字宮ノ谷	<p>高住字宮ノ谷のうち五五六の二、一〇四三の二から一〇四三の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五五九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
高住字中瀬	<p>高住字中瀬のうち五七四の一から五七四の三までの一部、</p>

五七四の四、五八四の一の一部、五八四の二の一部、五八五の一部、五八六の一、五八六の二、五八七、五八八、五八九の一、五八九の二、五九〇、五九一の一、五九一の二、五九二の一の一部、五九二の二の一部、五九三の一部、五九四の二の一部、五九五の二の一部、五九九の二の一部、六〇〇の二の一部、六〇一の一部、六〇五の一部、六〇六及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一の二、五九二の二、五九四の二、五九九の二、六〇〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

高住字平田六〇七の一の一部、六〇七の二の一部、六〇八の一部、六〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

高住字平田

高住字濱手一八三の四

高住字中瀬五七四の一から五七四の三までの一部、五七四の四、六〇五の一部、六〇六及びこれらと一体をなす国有地

高住字平田のうち六〇七の一の一部、六〇七の二の一部、六〇八の一部、六〇九の一部、六一〇の二の一部、六一一の二の一部、六一一の三、六一五の二の一部、六一六の二の一部、六一七の二の一部、六一八の二の一部、六一〇の二、六一〇の三の一部、六一〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇七の二、六一〇の二、六一一の二、六一五の二、六一七の二、六一八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事

業に係る三高地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日南町	地区再編農業構造改善事業上阿尾緑地区ほ場整備	昭和六十一年五月二十日

鳥取県告示第四百三十九号

日野郡日野町津地三八〇津地入会林野整備組合組合長松原和幸から申請

のあつた津地入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十二年五月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年二月二十七日 鳥取県指令受鳥土維第七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市田園町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

岩美町

二 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画駐車場 一号岩美駅自転車駐車場

三 事業施行期間

昭和六十二年五月二十二日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 岩美郡岩美町大字浦富字国次、字虎ヶ池及び字切り左

地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業 三・四・一号ニュータウン東住区幹線

三 事業施行期間

昭和六十二年五月二十二日から昭和六十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市生山字寺谷、字小寺谷、字丸木、字峯寺越谷、

字奥岩丸木、字洞々谷、字獻上谷、字治郎谷、字海老谷、

字細谷、字芽谷、字池ノ平及び字水提地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路路事業 三・四・三号安倍三柳線

三 事業施行期間

昭和六十二年五月二十二日から昭和六十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市旗ヶ崎字長瀬谷、上後藤字悪水東、字弥市分、

字鴨谷及び字弥市分東、安倍字外浜並びに両三柳字東外

浜地内

2 使用の部分 なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十二年五月二十五日（月）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 鳥取県教育委員会事務局人事について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型	式	製造業者名
	ホームランキング		
	Wウイング		
	サンバ		
	ジェットター		平和工業株式会社

ばちんこ遊技機

ヘラクレス	株式会社ニューギン
ヤンキークリップマークⅢ	
サイクロンマークⅣ	
ヤンキークリップパー	
ブルーインパルスⅡ	株式会社メーシー販売
トロピカーナ七X	
アメリカカーナメント	ユニバーサル販売株式会社
回胴式遊技機	

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第一項の規定により、昭和62年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和61年5月22日

鳥取県知事 西 尾 四 次

- 1 試験の日時
昭和62年10月18日（日）午後1時から午後3時まで
- 2 試験の場所
鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学

3 試験の内容

おおむね次の(1)から(7)までの事項について行う。
なお、出題法令の内容は、昭和62年4月1日現在施行されている内容とする。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

4 試験の方法及び出題数

- (1) 方法 四択択一式の筆記試験による。

- (2) 出題数 50問

5 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

6 受験申込み

- (1) 申込期間

昭和62年8月31日（月）から同年9月4日（金）まで

(2) 申込受付場所

鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所

7 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 5,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申込書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

8 合格者の発表

昭和62年11月25日（水）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。

9 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所にお問い合わせること。